

異性化糖に係る糖価調整制度の運用の見直しを行いましたのでご紹介します

農林水産省

異性化糖に係る糖価調整制度の 運用の見直しについて

令和5年12月

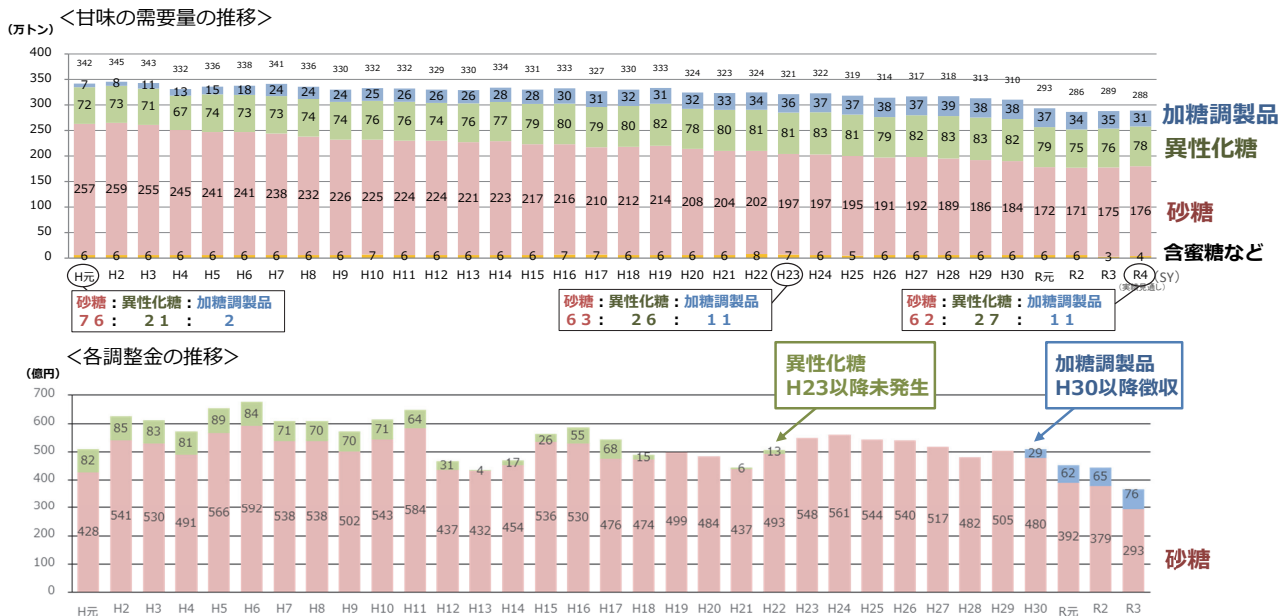
農林水産省農産局地域作物課

目次

1. 糖価調整制度の意義
2. 糖価調整制度における砂糖と異性化糖の関係
3. 甘味全体の需給と調整金の推移
4. 異性化糖調整金の仕組みと運用見直しの概要
5. 異性化糖調整金の発生による効果
6. 異性化糖調整金の水準
7. 積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けることが重要
(参考) 糖価調整制度の砂糖勘定の状況

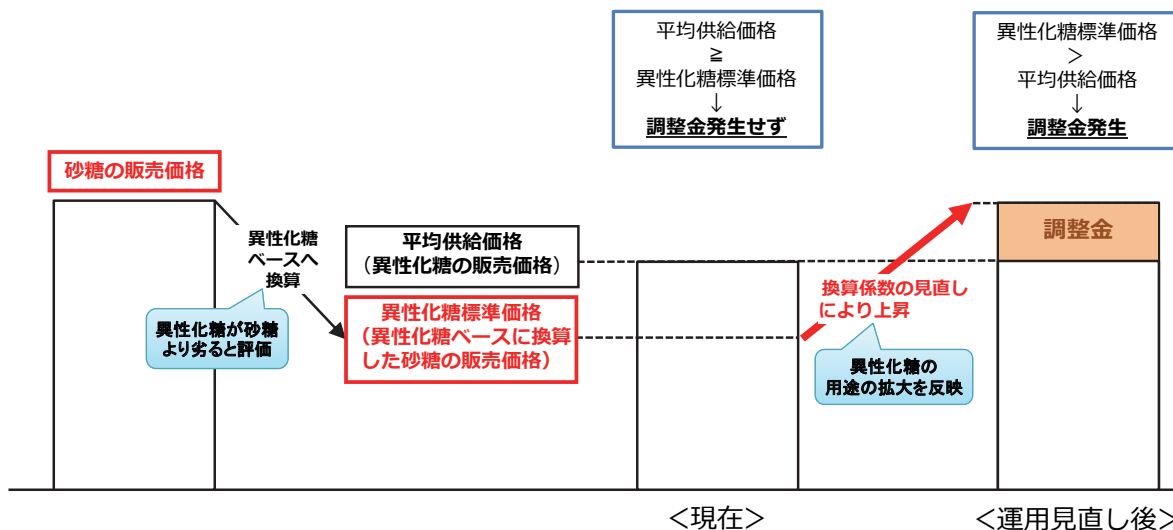
3. 甘味全体の需給と調整金の推移

- 甘味全体の需要が減少する中、異性化糖の需要はやや増加から横ばいで推移しています。
- なお、異性化糖調整金は、平成23年度以降発生していません。



4. 異性化糖調整金の仕組みと運用見直しの概要

- 異性化糖調整金については、砂糖の販売価格に異性化糖ベースへ換算する係数を乗じることにより異性化糖標準価格を算出し、これと平均供給価格（異性化糖の販売価格）の差を上限として設定しています。
- 現在の運用では、平均供給価格が異性化糖標準価格を上回っており、調整金が発生していません。
- 今般の運用見直しにおいては、換算係数について、砂糖と異性化糖の用途等の現状を踏まえた見直しを実施します。その結果、異性化糖標準価格が平均供給価格を上回り、調整金が発生する見込みです。

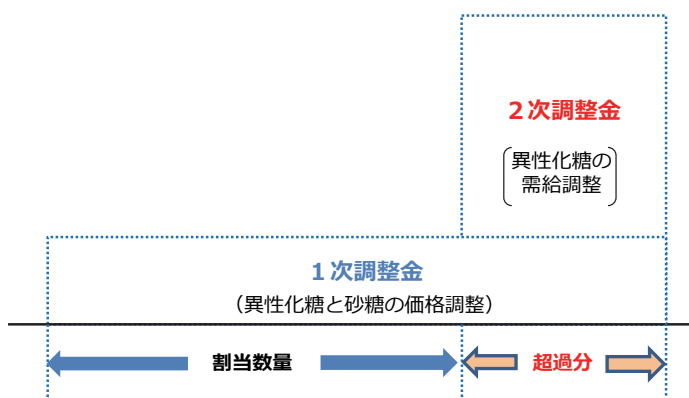


5. 異性化糖調整金の発生による効果

- 異性化糖の（1次）調整金が発生しない場合、需給見通しを踏まえて設定する割当数量を超えて出荷した場合に課される2次調整金^注も発生しません。
- 今後、（1次）調整金が発生すれば、割当数量を超えて出荷すると2次調整金が発生します。

注：2次調整金とは、異性化糖製造事業者の割当数量（四半期ごとに、農林水産省が見積もった異性化糖需要量を各事業者のこれまでの販売シェアに基づき按分）を超えて出荷される異性化糖について課されるもので、令和5砂糖年度の2次調整金単価は14,018円（果糖55%ものの無水物換算で製品1トン当たり）です。

<異性化糖2次調整金の仕組み>



6. 異性化糖調整金の水準

- 異性化糖調整金については、13年振りの発生が見込まれるところ、異性化糖企業等の事業運営への影響等を考慮し、激変緩和措置を講ずることとしています。
- 具体的な異性化糖調整金の水準としては、R4SYの国際糖価及び国際トウモロコシ相場を前提として、見直し後の換算係数（品質格差係数）を含む各種指標を用いて試算すると、激変緩和措置を講じたうえで、製品1トン当たり2,000円程度（果糖55%ものの無水物換算、規格によって異なる）と見込まれます。なお、調整金単価は四半期ごとに設定されるもので、当面、その変動幅を10%程度に抑えることとしています。
- また、運用見直しの開始時期（調整金の発生を想定している時期）については、ユーザーへの周知期間などを勘案して令和6年4月としています。
- なお、相場によっては運用見直時期の令和6年4月以前の、令和6年1月から調整金が発生する可能性があります。

<規格別の調整金単価（R4SYの相場等を前提とした試算）>

規格	施行規則第6条で定める係数 [*]	調整金単価（試算） （無水物換算製品 トン当たり、 消費税込み）
異性化糖に含まれる糖に占める果糖の割合（以下「果糖含有率」という。）が40パーセント未満のもの	0.636	1,272円程度
果糖含有率が40パーセント以上50パーセント未満のもの	0.764	1,528円程度
果糖含有率が50パーセント以上60パーセント未満のもの	1.000	2,000円程度
果糖含有率が60パーセント以上のもの	1.636	3,272円程度

^{*}糖価調整法施行規則第6条で定める係数は、今回見直す換算係数とは異なります
^{*}R4SYの国際糖価及び国際トウモロコシ相場を前提として、見直し後の換算係数を用い、激変緩和措置を講じた上で試算したものです
^{*}調整金単価は、(独)農畜産業振興機構（ALIC）が各四半期に先立ち官報告示後にホームページに公表します（<https://www.alic.go.jp/sugar/index.html>）

7. 積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けることが重要

- 異性化糖調整金は、公正取引委員会が公表している独占禁止法に関するQ&Aにおいて、取引価格への反映の必要性が協議されるべきコスト（下記）に、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等と同様に含まれます。このため、令和6年4月から発生見込みの異性化糖調整金については、コストの一部として、積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けることが重要です。
- 異性化糖二次調整金の対象となった数量については、異性化糖一次調整金と二次調整金の両方が発生しますが、二次調整金も一次調整金と同様に当該コストに含まれます。
- 異性化糖の取引形態には、ALICの売戻価格連動や個別交渉（いわゆるジャン決め）などがありますが、いずれの場合も、異性化糖調整金については、コストの一部として、積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けることが重要です。

<公正取引委員会HP「よくある質問コーナー（独占禁止法）」より（https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html）>

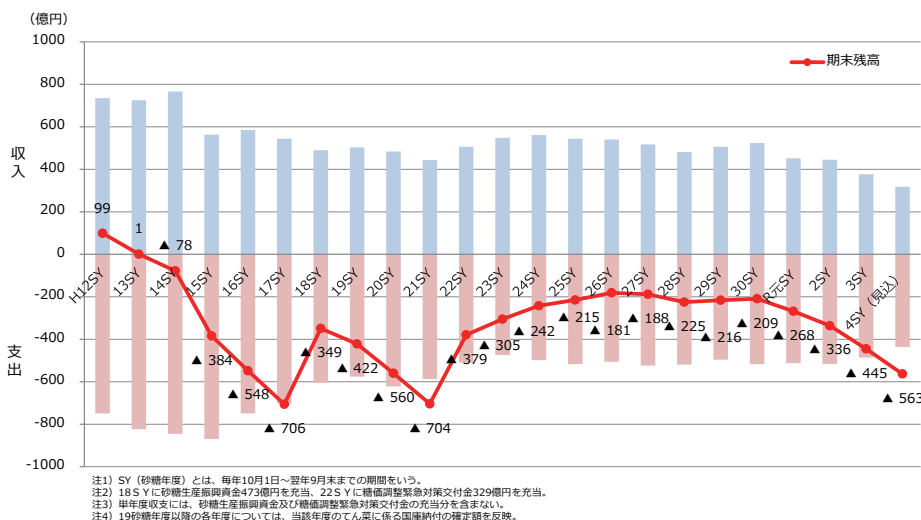
Q20 労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

- A 独占禁止法上、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること（第2条第9項第5号ハ）は、優越的地位の濫用として禁止されています。このため、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、
- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。
- この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離（かいり）の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとなります。

（参考）糖価調整制度の砂糖勘定の状況

- 糖価調整制度の砂糖勘定については、近年、砂糖の需要の減少や国際糖価の高騰などを背景に大幅な赤字となっています。
- 仮に収支が悪化し続け制度が破綻した場合、国内の甘味資源作物生産者や製糖工場等の事業運営に多大な影響が発生するのみならず、海外から精製糖等が調整金・関税を課されずに輸入されれば、異性化糖製造事業者の事業運営にも多大な影響が発生し、異性化糖ユーザーへの安定供給にも影響が及ぶおそれがあります。

<砂糖の調整金収支の推移>



農林水産省ホームページ

「異性化糖に係る糖価調整制度の運用の見直しについて」に
本説明会資料などを掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/kansho/iseikato/230922.html>



お問合せ先：農林水産省農産局地域作物課加工第2班 豊井、高橋 代表：03-3502-8111（内線4841）ダイヤルイン：03-6744-2115
--